

# 提案競技実施要領

1 契約件名 福岡市環境基本計画（第四次）策定支援業務委託

2 趣旨・目的

現行の「福岡市環境基本計画（第三次）」が令和6年度末をもって計画期間満了となることから、新計画である「福岡市環境基本計画（第四次）」を策定予定である。

現行計画の策定以降、パリ協定や30by30等、環境を取り巻く社会情勢は急速に変化しており、新計画はこれらの情勢変化や課題を踏まえた内容とする必要がある。

また、「福岡市環境基本計画（第四次）」策定にあたっては、外部有識者等を交えた福岡市環境審議会等で検討を進めていくこととしており、本業務では、これらの検討の前提となる環境分野の基礎調査及び市民へのアンケート調査、審議会等の運営支援等を委託する。

委託事業者には、環境分野における豊富な経験や高い専門知識が求められるほか、アンケート調査や円滑な会議運営等、適切かつ確実な作業が求められることから、以下のとおり、提案競技によって業者を選定するものである。

3 履行期間 契約締結日の翌日から2025年3月31日まで

4 委託料 9,575千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

5 委託内容

- (1) 基礎調査
- (2) 市民アンケート調査
- (3) 福岡市環境審議会等の運営支援
- (4) 計画素案の作成支援

※ 詳細については、別紙仕様書参照

6 提案内容

以下の項目について、事業提案書に記載すること。

なお、本提案競技ではプレゼンテーションは実施せず、事業提案書による厳正な書類審査を行って最優秀提案者を選定する。

(1) 事業の目的・趣旨に関する理解度

事業の目的や趣旨を踏まえ、業務遂行の考え方や基本方針を記載すること。また、国内外の動向や環境基本計画の関連計画を踏まえた新計画策定における着眼点を記載すること。

(2) 実施体制

本業務委託を適切かつ遅滞なく遂行するための運営体制について、実施体制図のほか、業務担当者の知識・経験等が分かる略歴を記載すること。

(3) 実績

本業務委託と類似する事例（環境基本計画等の策定、会議運営支援（対面・ハイ

ブリッド等)、基礎調査(アンケート含む)等の受託実績について記載すること。  
なお、そのうち、成果物を Web で公開しているものがあれば、参考として URL を記載すること。

(4) 見積書

総額(消費税含む)及び内訳額を添付すること。

7 特記事項

(1) 業務実施に必要な経費は、次に示すものを除き、全て本業務委託の委託料に含まれるものとして見積書に記載すること。

- ・ 環境審議会等委員の参加にかかる旅費及び謝金
- ・ 審議会等会場の借上げ費用
- ・ 審議会等運営に必要な付帯設備(マイク、プロジェクター等)の使用に係る費用
- ・ その他仕様書において本市が提供すると記載するもの

※詳細については、別紙仕様書参照

(2) 業務の実施にあたり利用するデザイン・写真等の著作権や肖像権等の権利関係に関する事項は、提案者において対処することを前提に提案すること。

(3) 1事業者1提案とし、複数の提案は認めない。

8 スケジュール

- |                |                   |
|----------------|-------------------|
| (1) 質問締切       | 2024年5月8日(水)午後5時  |
| (2) 提案競技参加申込締切 | 2024年5月14日(火)午後5時 |
| (3) 参加辞退締切     | 2024年5月21日(火)午後5時 |
| (4) 事業提案書提出締切  | 2024年5月27日(月)午後5時 |
| (5) 最優秀提案者決定   | 2024年5月29日(水)※予定  |

9 質問書の提出

(1) 受付締切: 2024年5月8日(水)午後5時

(2) 質問方法: 提案競技質問書(様式1)に質問内容を記載の上、電子メールで提出すること。その後、質問書を提出した旨を電話連絡すること。

※メールの件名は「【提案競技質問(環境基本計画)】御社名」とすること

(3) 提出先:

福岡市環境局環境政策部環境政策課 輿

電子メール: k-seisaku.EB@city.fukuoka.lg.jp

電話番号: 092-733-5381

(4) 回答方法: 提出された質問書は取りまとめ、提案競技参加申込を行った全ての事業者に対して、5月13日(月)午後5時までに電子メールで回答する。

10 この提案競技に参加する者に必要な資格

次の各号に掲げる資格(以下「参加資格」という。)を有する者でなければ、この提案競技に参加することができないものとする。複数の事業者が共同企業体(以下「JV」という。)として参加する場合は、JVの全ての構成員が次の全てを満たしている必要がある。

なお、JVとして参加する場合は、構成員がその他のJVの構成員または提案者になることはできない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (2) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。

[措置要領が掲示されているホームページアドレス]

[https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku\\_kanri/keiyaku\\_hp/law\\_index.html](https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/law_index.html)

- (3) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (4) 市町村税を滞納していない者であること。
- (5) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

※ なお、最優秀提案者に決定した場合であっても、契約締結までの間に措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合又は本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

## 11 提案競技参加申込

- (1) 申込期限・方法：2024年5月14日（火）午後5時（持参または郵送（必着））

- (2) 送付・持参先：

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡市役所13階  
福岡市環境局環境政策部環境政策課 興

- (3) 提出書類：

下記の①から⑩までの書類を提出すること。③～⑥については、提出日前3か月以内に発行された原本を提出すること。

なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている者であり、当該登載の有効期間内にこの提案募集の公示日又は提案競技参加申請期限日が含まれている者にあつては、②～⑩の提出を免除する。

- ① 提案競技参加申込書（様式2-1）
- ② 会社概要（書式は自由。事業概要がわかるパンフレットでも可）
- ③ 登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）
- ④ 身分証明書及び登記されていないことの証明書（個人の場合）

注1) 本籍地の市区町村発行の身分証明書(市区町村によっては「身元証明書」という名称で取り扱っているところもある。)を提出すること。  
なお、身分証明書とは、後見登記、破産等の通知を受けていないことを証明するもの。

注2) 法務局又は地方法務局発行の登記されていないことの証明書を提出すること。なお、登記されていないことの証明書とは、成年被後見人、被保佐人等の登記がされていないことを証明するもの。

注3) 身分証明書と登記されていないことの証明書は、両方提出が必要。

⑤ 市町村税を滞納していないことの証明書

注1) 福岡市内に本店又は支店・営業所等を有する者については、福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金(本税及び延滞金等)に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。

注2) 上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること。

⑥ 消費税及び地方消費税納税証明書

注1) 本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

注2) 証明書の種類は「納税証明書(その3)」を選択すること(「その3の2」「その3の3」でも可)。

⑦ 委任状(様式2-2)

注1) この提案競技の案件に係る本市との取引を代理人(支店長、営業所長等)に行わせる場合は、様式2-2により委任状を作成して提出すること。

⑧ 誓約書(様式2-3)

注1) 様式2-3に、代表者の所在地、商号又は名称、代表者役職名、氏名を記入し、印鑑は実印を使用すること

⑨ 役員名簿(様式2-4)

様式2-4に、代表者及び役員(⑦の委任状を提出する場合は代理人(支店長、営業所長等)を含む。)の氏名、フリガナ、生年月日、性別を記入すること。

注1) この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。

注2) 役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。(監査役、監事、事務局長は含まない。)

⑩ 直近の決算2年分の財務諸表(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書)の写し

注1) 法人の場合は、直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。

注2) 個人の場合は、様式2-5をもとに作成のうえ提出すること。

(4) 提出部数: 各1部

(5) 留意事項:

JVとして参加する場合は、代表事業者が書類をとりまとめて提出すること。②~⑩は全ての構成員が提出すること。

## 12 参加辞退

提案競技の参加申し込み後に参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式3）を提出すること。

- (1) 提出期限・方法：2024年5月21日（火）午後5時（持参または郵送（必着））
- (2) 送付・持参先：  
〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡市役所13階  
福岡市環境局環境政策部環境政策課 興
- (3) 提出書類：参加辞退届（様式3）
- (4) 提出部数：1部

## 13 事業提案書等の提出

- (1) 提出期限・方法：2024年5月27日（月）午後5時（持参または郵送（必着））
- (2) 送付・持参先：  
〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡市役所13階  
福岡市環境局環境政策部環境政策課 興
- (3) 提出書類：

下記①②を一つにまとめて提出すること。

また、全体にわたって事業者名が分からないようにすること。

### ① 事業提案書（A4版、様式は自由）

- ・書式は自由、A4サイズ、縦横の指定なし、20ページ以内（表紙、見積書除く）
- ・表紙の右上に、提案競技の参加申込締め切り後にお知らせする提案社番号（A社、B社など）を記載すること。
- ・ページ番号を記載すること。
- ・「6 提案内容」の記載内容に沿って提案すること。
- ・事業提案書等の作成及び郵送にかかる経費は各社負担とする。

### ② 経費見積書（事業者名・押印なし）（A4版、様式は自由）

- (4) 提出部数：各7部

※見積書は、上記（3）③の7部とは別に、事業者名を記載し代表者印を押印したものを1部提出すること。

## 14 選考方法

### (1) 書類審査

本提案競技では、プレゼンテーションは実施せず、事業提案書による厳正な書類審査を行って最優秀提案者を選定する。

#### ① 審議

「福岡市環境基本計画（第四次）策定支援業務委託評価委員会」において提案内容を審議し、最優秀提案者及び次順位提案者を決定する。

#### ② 最優秀提案者決定の通知

2024年5月29日（水）の午後5時までに、電子メールで全ての提案競技参加者に対して通知する。

- (2) 審議に付する事項

以下の事項を総合的に審議する。

- ① 事業の目的・趣旨に関する理解度
  - ・業務への意欲は十分か
  - ・事業の目的・趣旨を十分理解しているか
  - ・環境分野における国内外の動向等について専門知識を有しているか
- ② 実施体制
  - ・事務局との連絡調整が適切に実施できる体制となっているか
  - ・適切な能力や経験を有する人員が配置されているか
  - ・市民アンケート調査や環境審議会等の運営を適切かつ確実に執行できる体制となっているか
- ③ 実績等
  - ・類似事例（環境基本計画等の策定業務、会議運営支援、基礎調査及び市民アンケート調査）の実績は十分か
  - ・過去の成果物等を踏まえ、イラスト等の素材は市民等への訴求効果が高いものとなっているか
- ⑤ 見積書
  - ・内容に見合った妥当な経費で積算されているか

#### 15 提出書類の取扱い

- (1) 事業提案書類提出後の内容の変更は認めない。ただし、明らかな誤字や脱字等の場合はこの限りではない。
- (2) 提出書類は返却しない。なお提出書類は、契約に至った場合に使用するほかは、提案審査以外の目的で提案者に無断で使用することはない。
- (3) 提出書類は、提案審査の事務に必要な場合、複製することがある。
- (4) 最優秀に選定された提案は、事務局との協議により内容の変更を求めることがある。

#### 16 失格要件

条件を満たさない提案を行った場合、提出書類に虚偽があった場合、評価委員等に対する不正な行為が認められた場合、または事業推進に必要な手続きを行わない場合は、失格とすることがある。

#### 17 契約

最優秀提案を行った事業者と事務局で協議を行い、提案内容をもとに仕様を確定し、業務委託契約を締結する。協議が不調のときは、次順位提案者と協議を行うこととする。

また、本件の提案競技に参加する事業者が一者であった場合、提案の内容が適切と認められる場合は、事務局は当該提案を行った事業者と協議を行い、業務委託契約手続きを行う。

#### 18 その他

- (1) 提案にかかる費用は、参加事業者が負担するものとする。
- (2) 審査結果に関する質問には回答できない。

19 添付資料

- ・福岡市環境基本計画（第四次）策定支援業務委託仕様書
- ・様式1 提案競技質問書
- ・様式2-1 提案参加申込書
- ・様式2-2 委任状
- ・様式2-3 誓約書
- ・様式2-4 役員名簿
- ・様式2-5 個人用財務諸表
- ・様式3 参加辞退届

20 問い合わせ・書類提出先

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡市役所13階  
福岡市環境局環境政策部環境政策課 興  
電子メール：[k-seisaku.EB@city.fukuoka.lg.jp](mailto:k-seisaku.EB@city.fukuoka.lg.jp)  
電話番号：092-733-5381